

令和8年度 三股町結婚新生活支援事業

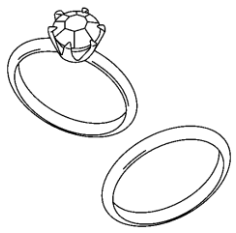
三股町での新婚生活を応援します



ご結婚おめでとうございます！
三股町では、新婚生活のスタートを応援するため、
住宅取得費用等の費用の一部を補助(最大30万円)しています。

対象世帯

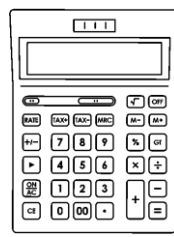
以下の①～④全ての要件を満たす世帯が対象となります。



① 令和8年1月1日
以降に婚姻した



② 婚姻日の年齢が
夫婦ともに39歳以下



③ 夫婦の合計所得が500万円未満
※直近の所得証明書の額



④ 夫婦の双方が下記のいずれかの
講習等を受講している

- ♡ ライフデザイン支援講座
- ♡ プレコンセプションケアに関する講座
- ♡ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ♡ 共家事・子育て講座

セミナーの例



ライフデザイン動画



プレコンセプションケア



共育プロジェクト

対象経費

令和8年4月1日～令和9年2月28日までに支払った費用が
対象となります。※ 期限を過ぎる場合は、ご相談ください。

住宅取得費用

建築物の購入
(土地代等は対象外)

住宅リフォーム費用

修繕、増築、改築等
に係る費用

住宅賃貸費用

賃料、敷金、礼金、
共益費及び仲介手数料

引越費用

引越業者、運送業者
へ支払った費用

その他

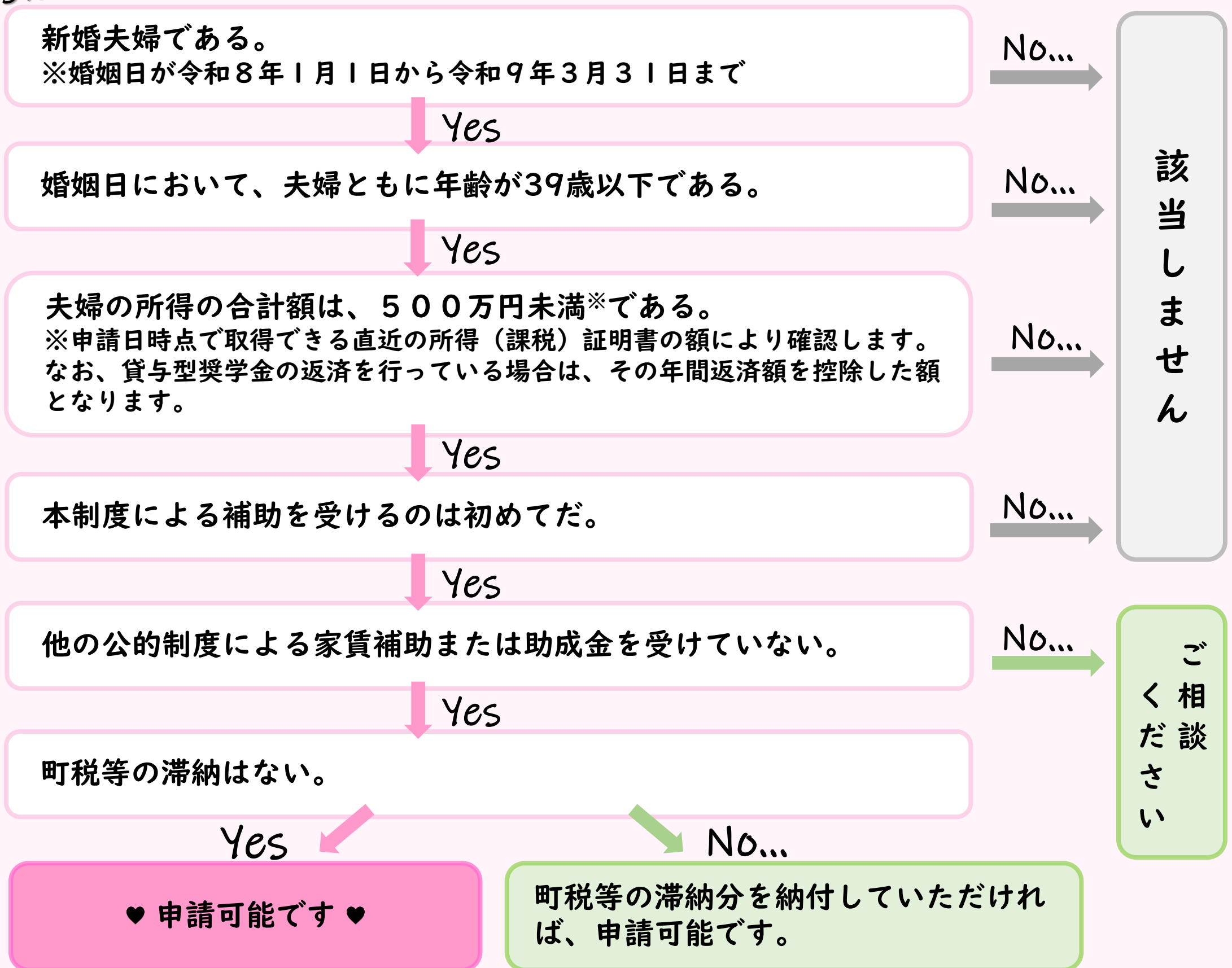
詳細は裏面をチェック！
※受付期間 令和9年2月28日まで

お問い合わせ

企画商工課 企画政策係 ☎0986-52-1114(直通)

結婚新生活支援事業の対象となるか、以下のフロー図で事前にご確認ください。

Start



【申請時に必要な書類】

☑欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	①結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
<input type="checkbox"/>	②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	③申請者及びその配偶者に係る直近の所得証明書
<input type="checkbox"/>	④貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
<input type="checkbox"/>	⑤住宅手当等支給額証明書（給与取得者である場合）
<input type="checkbox"/>	⑥住宅の売買契約書（購入又は新築費用）、工事請負契約書（住宅リフォーム費用）
<input type="checkbox"/>	⑦賃貸契約書（賃貸費用）、引越費用の額が確認できる書類（引越費用）
<input type="checkbox"/>	⑧住宅取得・住宅リフォーム、住居費及び引越費用の領収書の写し
<input type="checkbox"/>	⑨ライフプランセミナー等受講証明書
<input type="checkbox"/>	⑩その他町長が必要と認める書類（住民票謄本（続柄有）、滞納のない証明書など）

※申請される方は、対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、事前にお問い合わせください。